

令和7年度第2期川西市原油等高騰対策中小企業支援金 募集要項

1 事業概要

原油等の価格の高騰による影響を受ける中小企業者に支援金を交付し、事業活動の継続支援を行います。

2 支援対象者

令和7年9月1日において市内に事務所又は事業所を有し、かつ、引き続き市内で事業を継続する意思を有する事業者で以下に該当する者

- (1) 中小企業者 中小企業基本法第2条第1項に規定するもの。
- (2) 下表に該当するもの

法人格	次に掲げる要件の全てを満たすもの
医療法人 社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下であること。
企業組合 協業組合	
集落営農組織	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
一般社団法人 一般財団法人	
特定非営利活動法人	
公益法人	常時使用する従業員の数が300人以下であること。
学校法人	

※上記に関わらず、下記のいずれかに該当する場合は支援対象者としない。

- (1) 中小企業者である個人のうち、所得税法（昭和40年法律第33号）第229条の規定による開業に係る届出書を提出していない者
- (2) 国及び法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う事業者
- (4) 政治団体
- (5) 宗教上の組織又は団体
- (6) 川西市暴力団排除に関する条例施行規則（平成24年川西市規則第36号）第2条第1号に規定する暴力団等
- (7) 前各号に掲げるもののほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が判断する者

3 支援対象経費

支援対象経費は業務を行う上で使用した光熱費（電気代、ガス代）及び燃料油（ガソリン、軽油、灯油、重油）で、令和7年4月から10月までの間の任意の1月間に購入した金額の合計額とする。

4 支援金額

令和7年度川西市原油等高騰対策中小企業支援金（以下「第1期支援金」）の交付を受けた者：第1期支援金と同等の額。

第1期支援金の交付を受けていない者：支援対象経費に6を乗じて得た額の10分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に2を乗じて得た額以内とし、一の支援対象者につき、上限を40万円、下限を5,000円とする。

※市内に複数の事業所・店舗がある場合でも1事業者1回限りとする。

5 申請受付期間

令和8年2月2日（月）から令和8年3月2日（月）まで

※申請受付期間中であっても、予算に達し次第終了となります。

6 申請方法

市ホームページ掲載の申請システムより申請ください。

（郵送・持参不可）

7 必要書類一覧

書類の種類	書類の詳細			備考			
①事業所確認書類	個人の場合 令和7年1月1日より前に事業を開始した個人	①令和6年分又は令和7年分の確定申告書の控え、もしくはe-TAXの場合は受信通知の写し ②令和6年分又は令和7年分の青色申告もしくは白色申告	事業を実施していることがわかる資料	概ね1年内			
		開業届					
	法人の場合	履歴事項全部証明書（写しても可） ※履歴事項全部証明書で市内の支店が確認出来ない場合は開設届の控えまたは営業証明書					
②燃料油 購入金額確認書類	R7.4～10月の期間で任意のひと月の燃料油（ガソリン・軽油・灯油・重油）の合計使用分のレシートや請求書等を添付			購入年月日、油種、購入金額の記載があることをご確認ください。			
③電力・ガス 購入金額確認書類	R7.4～10月の期間で任意のひと月の電力・ガスの合計使用分のレシートや請求書等を添付			購入年月日（検針日）、購入金額の記載があることをご確認ください。			
④振込口座確認書類	振込先の預金口座が分かるもの（通帳を開いて1ページ目と2ページ目の写真（無通帳口座の場合は、金融機関名・支店名・口座名義・口座番号が確認できる登録口座ページのスクリーンショット））			振込不能の件数が多く、その対応として提出をお願いするものです。			
※1 燃料油購入金額確認書類と電力・ガス購入金額確認書類は明細書の提出が必要です（リース代や請求書発行手数料は対象外となります）。							
※2 プリペイドカード等（ガソリンカード・クオカード等）の購入費は対象外です。ただし、油種、購入日、購入金額が記載された明細等が提出され、使用実績が確認できる場合は対象となります。							

8 事務局（申請受付・問い合わせ）

川西市原油等高騰対策中小企業支援金事務局

〒666-0011 川西市出在家町1-8（川西市商工会館内）

電話：072-769-8333

メール：support@shienkin-kawanishi.jp